

## 富山市老人クラブ連合会（富山地域）地域社会活動促進事業助成金交付要綱

### （目 的）

第1条 この要綱は、富山市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）が、富山地域の地区（校下）連合会（以下「富山地域老連」という。）が行う地域社会活動促進事業に対する助成について、必要な事項を定めるものとする。

### （助成対象事業）

第2条 助成の対象となる事業は、富山地域老連が行う地域社会活動促進事業とし、詳細は別表のとおりとする。

### （助成金）

第3条 市老連は、予算の範囲内において、富山地域老連に助成金を交付する。

2 助成金の金額は、基本額と会員数分を合算した金額とし、基本額のコ額、会員数分の算出は別表のとおりとする。

### （申請の手続き）

第4条 助成金の交付を受けようとする富山地域老連は、富山市老人クラブ連合会（富山地域）地域社会活動促進事業助成金交付申請書（様式第1号）を市老連に提出する。

### （交付決定の通知）

第5条 助成金の交付決定は、富山市老人クラブ連合会（富山地域）地域社会活動促進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により行う。

### （事業完了報告）

第6条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後1か月以内に富山市老人クラブ連合会（富山地域）地域社会活動促進事業助成金報告書（様式第3号）を提出する。

### （細 則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市老連会長が別に定める。

### 付 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

平成16年4月1日施行の富山市老人クラブ連合会（富山地域）活動助成金交付要綱は廃止する。

別表1（第2条関係）

事業区分	具体的な事業内容
1 健康増進活動	<p>高齢者の介護予防やフレイル予防等健康づくりを推進する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ体操や介護予防体操、体力測定等の実施</li> <li>・ニュースポーツ、軽スポーツの実施</li> <li>・ウォーキングや歩こう会等の実施</li> <li>・健康講座や脳トレ教室、ゲーム大会等の開催</li> <li>・その他、健康づくりの推進する事業</li> </ul>
2 友愛活動	<p>高齢者相互の助け合いや支え合い活動、友愛活動を推進する事業</p> <p><u>※概ね会員20名以上が友愛会員として活動すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な一人暮らし高齢者宅の訪問</li> <li>・定期的なサロンの運営</li> <li>・定期的な家事援助（ゴミ出し、買物等）</li> <li>・定期的な安否確認や見守り活動</li> <li>・その他、必要な友愛活動を推進する事業</li> </ul>
3 奉仕活動	<p>環境美化活動や奉仕、ボランティア活動等、地域の環境や福祉等に貢献する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や公園等の清掃、美化活動</li> <li>・児童、高齢者施設等の植樹、花壇作り</li> <li>・子どもの見守り活動</li> <li>・伝承（民間伝承）活動等への普及啓発活動</li> <li>・「交通安全」や「詐欺防止」等の普及啓発活動</li> <li>・その他、地域におけるボランティア活動等を推進する事業</li> </ul>
<p><b>【対象経費】</b>            会議費、研修費、事務消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広報費、保険料、賃借料、借上料、雑費、その他会長が認める経費</p>	

別表2（第3条関係）

基本額（A）	1地区（校下）あたり@15,000円
会員数分（B）	1地区（校下）の会員数×@30円
助成金交付金額	（A）＋（B）